

令和7年 第9回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和7年9月5日（金） 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（35人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	渕上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学 欠席
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（2人）

30番 橋口 均 33番 岩石 学

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 農用地利用集積等促進計画（案）への意見について
- 4 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 利用権設定の取消の報告

業務連絡事項

- 1 令和7年第10回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和7年10月6日（月）9時00分～
場所：白石町役場 3階大会議室
- 2 その他
 - ・令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
 - ・農業委員会だより（第33号）編集会議について

- ・ 農業者年金加入推進協議会の報告について
- ・ 農業者年金地域別打ち合わせについて
- ・ 女性農業委員研修会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	石田善人
課長補佐兼農地農政係長	野中和男
農地農政係長	前山仁美

7 その他出席職員

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和7年9月第9回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、30番 橋口 均 委員、33番 岩石 学 委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、16番、川崎照子委員、17番、川崎俊幸委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 165 号＝

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第165号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第165号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、長年申請農地を譲受人が耕作されており、譲渡人、譲受人の要望による贈与です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として8月22日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、譲受人が耕作されており、譲渡人も営農の予定がないことから贈与による申請をなされたものです。

譲受人は現在法人に加入されており、米、麦、大豆を中心に約 1.3ha の規模で営農されております。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 166 号 ＝

議長 2「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 166 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 166 号、

権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、①は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、②、③は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として8月26日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人が経営する自動車解体業の従業員の休憩所や倉庫として宅地を購入することに伴い、違反転用が判明し、申請をなされたものです。

周辺は譲渡人が所有する農地に囲まれており、区長、生産組合長、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第166号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第166号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 167 号＝

議長 続きまして、議案番号第167号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第167号、議案書2ページ。

権利の種類は、所有権移転 贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域にお

いて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6ページから8ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として8月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が一般住宅として使用することに伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第167号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第167号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 168 号 =

議長 続きまして、3「農用地利用集積等促進計画(案)への意見について」を議題とします。議案番号第168号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第168号の「農用地利用集積等促進計画(案)への意見について」ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 10 件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 7 ページをご覧ください。今回は 53 件 計画されており、賃借権設定が 52 件となっております。

区分の内訳として新規が 23 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 7 件です。再設定は 30 件となっております。未相続農地は 12 件です。

今回の利用権の総面積は 449,500 (44 万 9,500) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしており 63 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転分を審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 他の所は〇万から〇万だが、ここだけが〇万です。安くないでしょうか。

事務局 面積等見てもらうとおり、3 反以下の狭小の農地です。また今までの売買価格等考慮して、〇万ということであっせん会を実施しております。

○番 〇〇ですけれども、やはり価格がかなり下がっていると思うんですけれども、所有者からすれば、大事な財産を扱って守ってきてという裏で、やはりそろそろはっきりとガードを掛けていかないと。もちろん、売却しないと、農地がどんどん荒れてしまうというようなこともありますけれども、幹事会の方でも、再度協議をしてもらって、検討をしてもらえるようにお願いします。

事務局 ありがとうございます。

今回の所有権移転の議案を提出している分で、〇〇地区など基本的にあっせん価格が、低い所、今までの実績が低い所が今回あっせんにあがっております。以前の総会時にも、お話をさせていただいたのですが、基本は〇万を下げないように事務局も、あっせんの際は委員さんと協議をしております。先ほど、〇〇委員さんが言われました通り、ある程度基準と言いますか、これ以上価格を下げられないなど、場所によっては下がる所はありますけれども、そういう協議を行いたいと思います。

○番 あんまり安くなれば、3 条の売買にした方がいいのではないのでしょうか。

事務局 今後、幹事会で協議したいと思います。

○番 あっせんというのは、あくまでも農地を守るため、意欲ある担い手に農地を集積するもの。

農業委員会でも、ある程度決めていかない。

他の所から、おかしくないかと言われないように〇〇委員が言われているように3条など、これから我々も考え方を持っていなければいけないのではないかと思います。

これは、あっせんをかけられないと、そこら辺も我々も突っ込んでしていかなければいけないと思います。

○番 ○番、〇〇です。

今〇〇や〇〇で金額が低いという意見がでておりますけれども、〇〇地域はですね、圃場整備ではなくて、昭和46年に県単の農地整備で整備がなっております。少し条件が違ってですね、圃場整備の条件とは違って面積も小さいですし、水路関係も圃場整備みたいに整備がなっておりません。

〇〇は、面積がやはり小さくて、広い面積に集積がなっておりません。昔から〇〇は水害地域で農地としては、価値が低い所ではあります。

〇〇地区は、〇〇川沿いの所ですけども、〇〇川もですね、排水がものすごく悪くて、〇〇〇〇の方もなかなかこの位置に作る人がいないので、なるべく地域の人が守っていききたい意志を持って取り組んでおられます。

〇万といたらこっちの農地と全然違うので、〇万から下げた考えで皆さんのご理解をいただきたいと思っていますところですので。以上です。

事務局 先程も申しました通り、基本は〇万から下げないようなあっせんをと事務局としても考えておりますけれども、先ほど〇〇委員さんが言われました通り、圃場の状況等によっても基本の〇万でいい所と、そうではいけないところがありますので、そこは委員さんと話をしながら、適正な価格のあっせん価格に勤めたいと考えております。

基本農地売買については、事務局もあっせん事業で持っていきたいと考えておりますけれども、〇〇委員も言われましたとおり、狭小の農地等に関しましては、3条の売買等も含めて、今後事務局としても考えていきたいと思っております。

○番 ○番の〇〇です。〇〇委員がおっしゃっておられた通り、他の農地と違う条件がございまして、海水面とか、最近は獣害がでてきまして、メッシュを張らないといけないなど、色んな条件がございまして、通常の農地と同様にはなかなか厳しいので、〇万という基準を決めていただくのは、もちろん良いのですが、地域を分けて、決めていただかないといけないのではないかと思います。

事務局 今の意見は、前回も頂いておりますので、圃場の条件、地域的なことも考えて、委員さんと協議しながら価格を決めていきたいと考えております。

○番 ○番の〇〇ですけれども、〇〇の本来の所有権移転の3カ所については、米作等をするための購入なのか、〇〇等を保管するための用地なのか、やはり、〇〇等とすれば、営業に繋がっていくと思うんですよ。農地だったら、先ほど委員さんのほうから色々な意見がありました、それでもしょうがないかなと私も賛成しますが、農地を〇〇するための、用地として用するなら、どうかなとその辺が、分かりませんので教えてください。

事務局 基本的にあっせん事業での農地売買ですので、基本的に米・麦を作るということでの売買です。親会社の〇〇関係の置場というのは、私共は考えておりません。基本的には、米・麦を作るということで、出されております。

○番 ありがとうございます。将来どんな形になるのか、少し不安ですけどね。

○番 整理番号2番の10a当たりの値段が〇万円、色々な問題があるとは思いますが、あまりにも値段がかけ離れているのではないかと思うのですが。

事務局 整理番号2番周辺の農地は基本〇万とかで通常は売買をなされておりますけれども、ここの圃場が既に遊休農地化しております。まずそれを綺麗に戻す復旧作業とかですね、レンコンの場合はパネルを抜く作業が発生します。従来の農地に戻す分を差し引かれた残りが、この金額ということで、〇〇〇〇の弁護士さんとの協議の結果、この金額でということでお話をしております。通常だったら〇万ぐらいの売買価格ですが、それ以前の作業があるからその分を引いた売買をしているということで、ご理解をいただければと思います。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第168号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第168号、所有権移転については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、質疑ご意見ござ

いましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 168 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 168 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

= 議案番号第 169 号 ～ 議案番号第 174 号 =

議長 続きまして、4「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 169 号から 174 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。
議案番号第 169 号。議案書 3 ページです。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第170号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、11ページから13ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第171号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、14ページから17ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第172号。議案書4ページです。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、18ページから19ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第173号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、福岡市の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、20ページから21ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第174号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明3Aの〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、22ページから23ページをご覧ください。

以上、議案番号第169号から174号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を2名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 169 号から 174 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 169 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 170 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 171 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 172 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 173 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 174 号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 169 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 170 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 171 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 172 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 173 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 174 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

であっせん委員をよろしくお願ひします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和7年 第10回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和7年10月6日(月)9時00分

場所 : 白石町役場 3階大会議室

2 その他

- ・令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
- ・農業委員会だより(第33号)編集会議について
- ・農業者年金加入推進協議会の報告について
- ・農業者年金地域別打ち合わせについて
- ・女性農業委員研修会について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時00分
